

## 25. 71

**国際商標登録出願において  
「標章音訳」、「標章の翻訳」又は「標章の記述」  
の記載があった場合の取扱い**

1. 「標章音訳」又は「標章の翻訳」の記載がされている場合には、称呼又は観念の認定の参考資料の一つとして利用することがあるものとする。  
なお、この場合には、我が国の需要者における認識の程度を考慮し、参考資料の一つとして利用するか否かを判断するものとする。

2. 「標章の記述」の記載がされている場合には、内容を確認し以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 「動き商標」、「ホログラム商標」、「位置商標」についての記載がされている場合は、商標審査基準第4 第5条（商標登録出願）6. (2) のとおりとする。

(2) 複数の商標を一つの出願としていることが明確に記載されている場合には、商第6条第1項の一商標一出願の要件に違反するものとする。例えば、英国商標法におけるシリーズマーク制度は、複数の商標を一つの出願とすることが可能なものであるため、シリーズマークを基礎登録又は基礎出願としている国際商標登録出願は、これに該当するものとする。

(3) 立体商標の説明、商標に施されている色彩の組み合わせの説明等の商標の構成及び態様についての記載がされている場合は、必要に応じて審査の参考にするものとする。

(4) 権利不要求、連合商標等の我が国の現行制度にはない記載がされている場合は、その旨のものとしては取り扱わないものとする。

(注) 権利不要求に関する記載があった場合の留意点

一般的に、権利不要求は、その商標の自他商品・役務の識別力の乏しい部分等を指示して権利不要求としていることから、その出願を審査するに当たっては、商標の当該部分が指定商品又は指定役務との関係において識別力のない部分又は品質（質）の誤認を生じさせるおそれのある部分に該当する可能性があることに留意するものとする。

その他、権利不要求の例として、商標中に国旗を含む場合にも、その国旗の部分について権利不要求である旨記載がされている場合もある。その場合には、その商標の一部に国旗又は外国の国旗の図形を顕著に有するものと認められるときは、商第4条第1項第1号に該当するものとする。

3. 「標章の記述」に公序良俗を害するおそれがあるものと認められる記載がある場合

審査においては、「標章の記述」に公序良俗を害するおそれのあるものと認められる記載がされているとしても、商標自体又はその使用によって、公序良俗を害するおそれがあるかについて判断することとし、その記載のみによっては公序良俗を害するおそれのある商標とはしない。

〈参考〉 「標章の記述」の記載例

- ① 商標の説明
  - ・ 商標の構成及び態様の説明
  - ・ 商標の色彩の説明  
(我が国商第5条第6項ただし書きに相当する記述を含む)
  - ・ 商標中の文字の説明 (語の文法的説明：例えば「名詞」等)
  - ・ 商標の説明 (商標の採択の理由等)
- ② 立体商標の説明
- ③ 権利不要求の記載
- ④ 標準文字である旨の記載
- ⑤ 動き商標、ホログラム商標、位置商標等についての説明

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第1号\(国旗、菊花紋章等\)」の審査基準](#)
- [「第5条\(商標登録出願\)」の審査基準](#)
- [「第6条\(一商標一出願\)」の審査基準](#)